

新型コロナウイルス感染症の影響を受けた学生等に対する緊急対応について

【1】休学者に係る第二種奨学生の推薦について

現在、第二種奨学金の貸与を受けていない者で、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、今年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行う者で、在学学校長がその休学期間の活動が有意義であると認めた者について、第二種奨学生として推薦することができます。

1. 推薦対象

(1) 推薦区分及び対象学種

第二種奨学生

- ・ 大学、短期大学の本科生、専攻科生及び別科生
- ・ 専修学校（専門課程）の本科生及び上級学科生
- ・ 高等専門学校 of 本科生及び専攻科生
- ・ 大学院修士・博士前期課程、専門職大学院（法科大学院を含む。）、博士・博士後期課程及び博士医・歯・薬（4年制）・獣医学課程の学生

(2) 対象者の要件

以下の①～④の要件を全て満たす者が対象です。

- ① 第二種奨学金の基準（人物・学力・家計）を満たしている者
 - ・ 第一種奨学金の貸与を受けている者は、併用貸与の基準を満たしている必要があります。
 - ・ 各基準及び審査方法等は、在学定期採用に準じます。
- ② 推薦時において、第二種奨学金の貸与を受けていない者
- ③ 新型コロナウイルス感染症拡大の影響を機に、2021年度中に休学しボランティアに参加する等（学びの複線化）の活動を行っている又は活動を行う予定のある者
 - ・ 推薦時に当該活動を行っていない場合は、通常の定期採用に申込み、今年度中に休学し当該活動を開始する時に「休学時奨学金継続願」の手続きをすることができます。
 - ・ 申請時において既に活動が終了している者は対象外です。
- ④ 当該休学期間の活動が、「社会的貢献活動」「専攻分野のプラスになる」「自己の人間形成に役立つ」など有意義であること、及び奨学金貸与の必要性を在学学校長が認める者

※ 当該要件を大学等が確認した上で推薦

2.貸与期間

(1) 貸与始期

当該休学期間における活動開始年月（2021年4月～2021年9月）

※ 活動開始年月が2021年3月以前であっても貸与始期は2021年4月以降となります。

(2) 貸与終期

原則として卒業予定期

※ 当該休学期間における貸与期間は、最大1年間です。

- ・ 貸与始期から1年経過後において、引き続き休学する場合は、「休学中奨学金採用願」（下記5.(1)①参照）の活動期間及び休学期間に基づき、本機構において休止処理を行います。なお、復学後に復活を希望する場合は、異動手続き（様式1-2）が必要です。

※ 当該休学期間後に卒業予定期が延長となる場合は、当該事由による第二種奨学金貸与期間延長手続きを行うことにより、最大で1年間貸与期間を延長することができます。

※ 当該休学による貸与期間は、修業年限に入ります。

※ 貸与中に奨学金が不要となった場合は、辞退の手続きが可能です。

3. 貸与金額

第二種奨学金の貸与金額については、おって送付する「奨学金案内」又は本機構ホームページ等をご確認ください。

なお、入学時特別増額貸与奨学金は対象となりません。

4. その他

(1) 貸与奨学金の返還について

本機構の貸与奨学金は、返還の義務があります。そのため、返還義務と返還時の負担の程度を十分自覚したうえで奨学金の申請手続を行うようお願いいたします。

(2) 申請の手順について

本募集は、令和3年度日本学生支援機構奨学金在学定期採用に準じて行います。